

海老名市災害廃棄物処理計画（案）のパブリックコメントの結果について

実施期間：令和3年1月27日（水）から令和3年2月26日（金）まで
 意見提出者数：1名 提出意見数：3件

番号	項目	意見概要	意見の内容	ご意見に対する考え方	ページ数
1	第1章 第1節 計画策定の基本的考え方	洪水等における想定	<p>背景及び目的において、「大雨による洪水・土砂災害が発生しております。」と記載されているが、「第2節 対象とする地震及び災害廃棄物」となっており、本計画には洪水・土砂災害の対策について取り扱っていない。</p> <p>2019年10月12日には相模川の増水により避難指示が出され5000人が避難しており、洪水に対する備えが急務と考える。</p> <p>したがって、本計画に洪水及び洪水による災害廃棄物を追加して、想定する洪水と、想定洪水における建物被害、避難者数の算定、災害廃棄物の発生量を算定し、洪水発生にそなえていただきたい。</p>	<p>洪水については、地震災害と異なり、神奈川県による被害想定調査が行われていないため、想定被害を算出することができません。</p> <p>また、洪水に伴って発生する廃棄物は、地震災害で想定している品目及び処理方法と基本的には変わりありません。</p> <p>以上のことから、本計画内では洪水に係る内容は追加せず、処理の注意事項等をマニュアルに明記していきます。</p>	1、8、13
2	第3章 第4節 仮設トイレ・し尿の処理	便袋処理の検討	<p>「海老名市防災ガイドブック」7ページにおいて、水洗トイレが使えない場合、携帯トイレ（便袋）を使用して、「可燃ごみ」として出すことを推奨している。したがって、生活ごみとして平時は出されない携帯トイレの便袋が大量に出てくるのが想定される。これについて検討されたい。</p>	<p>し尿は、生理現象に関わるもので、総量自体を減らすことが困難なごみです。</p> <p>これらの処理に当たっては、トイレ処理袋以外にも仮設トイレを併用することができることから、各避難所での備蓄や災害協定（27ページ参照）による支援を活用することで対応していきます。</p>	65
3	第3章 第4節 仮設トイレ・し尿の処理	し尿処理の検討	<p>「断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。」とあるが、断水しなくても震災により停電、給水・排水等の設備が破損すると、マンション・集合住宅棟の水洗トイレが使えなくなる。したがって、表3-29の仮設トイレ必要人員及び表3-30の仮設トイレ必要基数は、記載の数字より多くなると想定される。これについて検討されたい。</p>	<p>計画では必要基数101基であるのに対し、各避難所での備蓄数は386基であり、仮設トイレは、想定必要基数を確保しております。また、災害協定による支援も活用できることから、不足は発生しないと考えております。なお、トイレ処理袋を併用することで、想定よりも仮設トイレの使用が少なくなる可能性があると考えています。</p>	69-71